

令和6年第8回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和6年8月8日(木) 午後4時30分から午後4時50分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	栄
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	金子	治
農業委員会事務局班長	青木	秀直
農業委員会事務局主査	石井	秀憲
- 7 農地利用最適化推進委員(7名)

日暮	秀男	岩竹	一哉	岩田	公夫	後藤	良和	青木	秀樹
眞仲	健司	齊藤	博之						

◎開会

午後 4 時 3 0 分開会

○事務局長（金子治）

みなさん、お暑い中、どうもご苦労様です。
それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 8 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、4 番野村斗士夫委員、5 番長谷川貴子委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏と石井氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

それでは、1 ページ、議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所につきましては、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、請方字下請方、地目は登記簿・現況共に畑、面積は 297 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地を無償譲渡により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は 3 人、申請事由は、譲渡人が「遠方農地の処分」、譲受人が「自宅隣接農地の取得」になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件、これらは問題ないと思われます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は、許可後も自家用野菜を作付けする計画なので問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を朝倉委員から報告願います。

○7番（朝倉友子）

さきほど、申請された農地を現地確認してきました。

申請地は、譲受人の自宅の隣接地にあり、今も露地野菜が耕作されていました。

特に問題はないと思われます。

○議長（宮本敏郎）

ありがとうございます。

続いて、農地利用最適化推進委員の眞仲さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（眞仲健司）

特に問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

ありがとうございます。挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

それでは、3ページ、議案第2号 整理番号1について、ご説明いたします。

場所につきましては、4ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字台内、地目は登記簿が畑、面積は599㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」が提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては、「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出されたときは、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、『天災地変によって農地性を失った土地で、農地に回復することが困難であると認められるもの』、あるいは『現況が農地以外の土地となっていてことが明白なものうち、農地法所定の許可を受けないまま20年以上経過しており、かつ、その間に農地法第51条の規定により原状回復命令等の違反転用の処分を受けていないもの』などが挙げられております。

それでは、今回の議案の説明ですが、申請地は以前から宅地の一部として使用されており、平成13年10月2日に国土交通省国土地理院が撮影した航空写真から見ても、『20年以上農地以外の土地となっていてことが明白なもの』に当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を鈴木委員から報告願います。

○2番（鈴木憲司）

現地を確認してまいりました。

申請地は、成田安食バイパス沿いの龍角寺にあるコンテナボックスの近くになります。

現況は、申請人宅の車庫や庭として使用されている状態でした。

以上です。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、議案第2号 整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。はい。

○4番（野村斗士夫）

野村です。私が耕作している付近で、今、水が必要な時期なのに止められているという事例がいくつかございました。報告という形で聞いていただければと思います。

それについて、千葉県の農林水産部耕作課というところに確認をとりました。

一応そこでは、仮に、ないと思うんですけども、土地改良区の方が止めているという場合には、一般論としては、土地利用者以外の許可がなく勝手に用水を止めるというのは、土地改良区の規定からは逸脱する行為だという報告は受けていますので、仮にそういう方がいたという場合には、土地改良区の規定を確認した上で、理事の方と相談した方が良いかなということがありました。まあ、ないと思うんですけど。

○議長（宮本敏郎）

今の件ですけど、それは、水路、給管はあるんですか。

○4番（野村斗士夫）

水路や給管はあって、各圃場にバルブを開けて水を出しているんですけど、それを勝手に止められているということです。

○議長（宮本敏郎）

そこまでは水はきいているんですか。

○4番（野村斗士夫）

水はきいて、水を出していて、朝出したのに昼に見たら止められているというこ

とです。

○5 番（長谷川貴子）

布鎌は多いです。うちもしょっちゅう止められます。

○議長（宮本敏郎）

それは、その請方の作業員が止めるんですか。

○5 番（長谷川貴子）

その場合もありますよね。夜通しやっている場合は、もうだいたい手前の方で見て、ああ水が入っているなということになればバルブを閉めてしまって、そういうことで水がいったいない。曾根などは今一滴も水が出ていないです。もう割れてしまって大変です。

それで、曾根では、夜通しやってもらうために、請方の田の水を全部役員が止めて、そちらになるべくいくようにということも毎年やってはくれるんですけど、基本的に、皆さん、まわりで水が出ているにもかかわらず、止めてしまう。

なぜか、隣の田の水がチョロチョロ出ていて、自分の田が出ていない場合は、やはり隣を止めると出るんです。だから、そういうのもあると思うんですけど、やはり、役員が止めるのなら分かるんですけど、普通の人が自転車に来て止めていき、ああ弱められたなっていうところも、しょっちゅうあります。

○4 番（野村斗士夫）

まあ、個人がやる場合も、それ以外がやる場合もあるかと思うんですけど、どちらにしても土地改良区の規定を確認した上で、申し上げなきゃいけないかなというような現状でした。

○議長（宮本敏郎）

まあ、うちの地区でも前はありました。はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（青木秀樹）

今は請方土地改良区の話をしていると思うんですけど、請方土地改良区の用水は、末端は全然出ないです。役員にお願いして工夫をしてもらって何とかです。水道水など出ない。そして直談判して、そのときはチョロチョロと出ている。

○5 番（長谷川貴子）

中谷でも、水路の配管の動線があるようで、片側の道路の逆の田はどんどん水が出るのに、もうそれをぐるりと一周して最後に逆の田にいうところもあるんですよ。そこは、もうその時期は出ません。

○議長（宮本敏郎）

請方土地改良区の用水というのは、もう24時間ずっとですか。

○5 番（長谷川貴子）

でしょうね。

○議長（宮本敏郎）

ちょっと今の話とは別件なんですけど、うちの地区でも、印旛沼土地改良区で、やはり水が出なくて、私が当時役員をやっていたんですけど、その時は、夕方の4時には止めて、朝7時頃から出して。そうしたら全く水が出なくて、ガンガン出す人はかけ流しでバンバン出しているから、それでバルブを止めてはやりましたが、それでも水が来なくて。今は、常備、まああれも変わったからね、汲み上げのタンクができて、それになってからは解消されて、24時間体制で水を出してもらった。

やはり、機械、汲み上げと配管のまわし方で全然違うんですよ。うちの地区も末端にあって、いつも水が出なくて、止めてはそれで出していたんですけど、土地改良で相談してもらって話をね。

○4番（野村斗士夫）

今おっしゃられていたその配管の新しい設備を導入するということを検討してもらおうというのが必要なんですよ。

○議長（宮本敏郎）

そうでしょうね。また、その常備にプラスして体制の問題もあるし、あと勝手に止められてしまったらもうね、チョロチョロだって出てるのは欲しいものだから、それガンガン出てる人は出しっぱなしで、そこを止められちゃうというのですね。

まあ、今、野村さんからあったことなんですけど、一応、意見としてね。

○4番（野村斗士夫）

意見です。はい。

○議長（宮本敏郎）

あと、他にありますか。では、ないようですので、以上をもちまして令和6年第8回総会を閉会します。

○事務局長（金子治）

起立、礼、ご苦労様でした。

午後4時50分閉会